3月20日（2日目）

1. 開議並びに散会時刻（午前10時 至午后3時50分）

2. 応招議員は次のとおりである。

1番 伊保清安	2番 天久盛雄
3番 石川真六	4番 渡名喜庸仁
5番 宮里敏行	6番 瑞慶覽朝村
7番 比嘉盛栄	8番 又吉正弘
9番 棚原憲信	10番 稲嶺正康
11番 安次富盛信	12番 大川 昇
13番 知名朝司	14番 崎間正蔓
15番 仲村春仁	16番 武島行男
17番 佐喜真弘	18番 比嘉義定
19番 宮城盛昌	20番 伊佐徳次郎
21番 仲村盛光	22番 石波蔵清次郎

3. 不応招議員は次のとおりである。
なし.

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は次のとおりである。
なし

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。
市長 島袋全一、助役 沢し安一、

宜野湾市議会

収入役奥里将俊、総務課長吳屋好永、財政課長仲村春信、住民課長代理知念和夫、民生課長当山全善、経済課長伊佐友誠、観光課長古波蔵信三、都計課長島村善幸、土木課長、島袋善信、消防団長大城仁幸。

7. 議会事務局職員の出席者は次のとおりである。
事務局長宮城光雄、書記島袋真由。

8. 議事日程は次のとおりである。
日程第1. 議案第1号、1966年度宜野湾市一般会計才入才出決算認定について。
〃 2. 議案第2号、1966年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定について。
〃 3. 議案第3号、1966年度宜野湾市土地区画整理事業第二地区特別会計才入才出決算認定について。
〃 4. 議案第6号、宜野湾市議会委員会条例の改廃について。
〃 5. 議案第7号、宜野湾市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例について。
〃 6. 諮問第2号、水道事業の組織及び管理者の設置について。
〃 7. 議案第4号、1967年度宜野湾市一般会計才入才出追加更正予算。
〃 8. 議案第9号、宜野湾市公設市場使用

353

料徴収条例の一部を改正する条例
について.

〃 9. 議案第8号 1967年度宜野湾市土地
区画整理事業第二地区特別会計
収入支出追加更正予算について.

議長　出席17名、欠席5名であります。
市町村自治法第53条によりまして、議会は成立いたしております。よって只今より本日の会議を開きます。会議に先だちまして、暫くの間休憩いたしまして、日程の御相談を申し上げたいと思います。
（午前10時　）。

議長　暫時休憩いたします。（午前10時1分）

議長　再開いたします。（午前10時11分）

議長　日程第1、議案第1号、1966年度宜野湾市収入支出決算認定についてを上程いたします。

議長　本案に対する理事者の説明を求めます。

助役　提案の趣旨を説明申し上げます。
1966年度の決算は収入役から所定の期限により報告がございまして、これを監査委員の審査をしましたところ、すべて経始正当という報告が参っておりますので、本会提案している訳でございます。

議長　次に監査委員の発言を許します。

監査委員伊佐　1966年度の宜野湾市一般会計、水道特別会計、土地区画整理第二地区特別会計の決算審査に当りまして、

宜野湾市議会

監査委員 伊佐

監査員として、経過と意見を申し上げます。審査の報告書は別紙の通りであります。私が監査委員の事務を引きついだのが1966年の10月の22日でありまして、それから1966年度の決算書が市長から10月の24日に監査委員の事務局に送付されました。それから決算審査の日程の打ち合せをいたしまして、11月の14日より12月3日までの16日間で審査を終った訳であります。決算審査に当たりましては、当監査員と監査委員事務局書記と協力のもとに行った訳であります。それから学識経験者からの監査委員の花城盛善氏が一身上の都合で決算審査をやれなかったことは大変残念だと思っております。何卒ご事情をおさっし下さいまして、お許しを願いたいと思います。私も決算審査に当りましては、就任ホヤホヤで、経験も浅く、充分なる意を尽せなかったと思いますが、誠心誠意、公正に批判検討した訳であります。決算審査に当りましては、私が申し上げるまでもなく、決算は会計年度間における市の計画でありまして、それに基づいて、予算が適確に執行されているか、即ち予算に定められた目的に従って事務事業が最大限に効果的に又、経済的に総合的に執行されているか、という点に主眼がおかれるんじゃ。

監査委員伊佐　だいがと思っている訳であります。~~本会議~~本議会の決算認定に当たりましては、慎重に審査に当り、本市の行政、財政の健全なる運営に寄与させるべくよろしく審査して頂きたいと思います。以上です。

議長　本案に対する質疑を許します。

3番　只今の監査員の報告に関連いたしまして、市長にお伺いいたします。監査委員の報告によりますと、学識経験者から選任された監査委員は監査を履行していないということでありますが、その理由について、更にそれについて市長の考え方について詳しく御説明を願います。

市長　お答えいたします。監査委員から御報告ありましたように花城盛善氏が一身上の都合で監査に出てこられないということで非常に私としても残念に思っております。それにつきましては、本人が出られないということもよく聞いておりまして、今議会で議会中に後任を選任すべく考えております。それで議会中に推薦申し上げて、議会に承認を求めたいと考えております。甚だ監査委員が欠けたことについては、お詫び申し上げる次第でございます。

3番　監査委員は欠けてはおりません。現在おります。そこで、その理由についてでありますが一身上というのはどういう意味でありますか。例えば病気とか、何か本土あたりに用事があって、出張したために留守であったとか、そういったような本人が監査に立合いたいんだけど個人的理由で監査を履行できなかったのであるのか、或は本人の意思さえあれば、監査もしたいという意思さえあれば、できるような状態であったんだがやらなかったのか、その辺をもう少し詳しくお願いします。

市長　本人の職場が変りまして、新しい職場に変ったために、新しい職場においては、総務事業部長と云ったような職でどうしても開けられないと云ったようなことから、出席できなかったと云うことになっております。

3番　只今の説明の理由は、時期は何時ですか。職場が変ったからできなかったというのが理由になっておりますが、そのように変った時期は何時ですか。

市長　1月中旬頃だったと思っております。

3番　それならば、その時期において、監査委員

宜野湾市議会

3番　が監査できないような状態になっておるならば、どうして後任選出の手続を取らなかったですか。充分に1月にそういう事情が発生したならば、その後、議会選出の監査委員が、監査を実行したまでには相当の期間があります。例えば正式に或は非公式にでもよろしいですが、そういうふうな事情で監査は監査委員としてつとまらないからやめたいんだとこういう本人からも意思表示があったかどうか。ただ無断で一身上の都合と云ったような抽象的理由で監査を不履行したのか、それとも本人から事情を述べて、そして、監査委員はつとまらないからやめさせてくれ、こうゆったような意思表示があったかどうか。

市長　意思表示はあったわけであります。

3番　何時頃あったですか。

市長　これは1月の中旬頃だったと思っていますが、意思表示があってから、それで後任が決まるまで何とかして、出てもらいたいということもお願いもしたんですが、出て来ておられない訳です。又後任につきましても、いろいろ検討した訳でありますけれども、中々急に求められませんので、今まで長々のびている訳であります。

3番	そうしますと、既に現在の監査委員は、臨時出納はできないというふうに市長も認識されて、次の後任の選択にかかっている訳ですね。そういうふうに解釈してよろしい訳ですか。
市長	そうであります。
3番	はい、わかりました。
議長	暫時休憩いたします。（午前10時25分）
議長	再開いたします。（午前10時25分）
3番	監査委員に1件だけ御質問致します。先程の当局の一般会計承認案件の提出理由について、監査委員の審査に付し、終始正当と認められたので云々がありますが、終始は正当であったと判断されるかどうか。例えばいくらか疑問点があるような内容はなかったかどうか。その点を抽象的でも結構ですからこれから審査に入る前に一つ参考にしたいと思いますので。
監査委員、伊佐	今、監査委員に対する質問ですか。

3番　そうであります。

監査委員伊佐　監査の結果は報告書の通りであります。それはあくまでも一般会計の収入支出の決算審査であります。只今の御質問に対しては、計数、その他の面につきまして異議がなかったのであります。以上であります。

3番　当局に質問いたします。終始正当と認められたのでこの問題についてでありますが、これは帳簿上の単なる計数に関する問題であるか。計数の実態が終始正当であるという意味であるか。この点について当局の説明をお願いします。終始正当なる字句の正確なる意味。

助役　中身も含めて正当でございます。

議長　暫時休憩いたします。（午前10時29分）

議長　再開いたします。（午前10時29分）

議長　議案第1号につきましては、質疑の段階で継続審議と致したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ございませんので、質疑の段階で継続審議といたします。
日程第2、議案第2号、1966年度宜野湾市上水道特別会計歳入歳出決算認定についてを上程いたします。当局の説明を求めます。

助役　水道特別会計に関しましても、収入役から定期に報告がありまして、監査委員に対しまして、審査をお願いしまして、収支について正当という認定がございましたので、報告がございますので、本議会に提案してあります承認方を提案してあります。

議長　本案に対する質疑を許します。

議長　暫時休憩いたします。（午前10時30分）

議長　再開いたします。（午前10時31分）

議長　16番の武島議員の出席を報告いたします。

3番　例会当日、市長の諸般の報告に特別会計において書類不備ということで、充分に監査を受けられなかったと云ったような内容がありました。これを念頭において、提案理由と照らし合せた場合、

3番　充分な監査が受けられない態勢であるのに、その結果として、終始正当であるという結論はどこから導き出されたか、説明をお願いします。

助役　今回提案してありますのは、いわゆる、本計金の決算認定でございます。監査委員からの監査できなかったと指摘されているのは、本計外の保管金、いわゆる保証金、水道の給水保証金の問題でございます。これとは、全然本質が違います。

3番　おっしゃることは、帳簿整理その他、決算のための帳簿整理、これに年度区分の操作は全然なかった、こういうふうに解釈していいですか、数字のつじつまを合わすために年度区分を入れ替えするとか、例えば、ある年度に属する収入をある年度に持って来るとか。

助役　いや、本計金については、別に現年度滞納繰越と・・・・・

3番　ですから、そういうことは全然存在しないんだと解釈していい訳ですね。数字的・・・・・

助役　この年度の決算においてはそういう

宜野湾市議会

助役　ことは別にございません。

3番　ですからない訳ですね。

助役　はい。

3番　はい。分りました。

議長　暫時休憩いたします。(午前10時36分)

議長　再開いたします。(午前10時37分)

議長　議案第2号につきましては、質疑の段階で継続審議としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長　御異議ございませんので、継続審議といたします。

議長　日程第3、議案第3号、1966年度宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計収入支出決算認定についてを上程いたします。

議長　本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

助役　土地区画整理第二地区の特別会計につきましても、収入役より定期に報告が市長になされまして、監査委員の審査に付しました所、終始正当と認められておりますので、今会承認を求めるべく、提案してございます。

議長　本案に対する質疑を許します。

議長　暫時休憩いたします。（午前10時40分）

議長　再開いたします。（午前10時41分）

議長　議案第3号につきましては、質疑の段階で継続審議といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

議長　御異議ありませんので、継続審議といたします。

議長　日程に従いまして、議案第68号、宜野湾市議会委員会条例の改廃についてを上程いたします。

議長　委員会から審査期限の延長要求書が参っておりますので、一応委員長に報告を求めます。

総務委員長	総務委員会の審査の経過について、御報告申し上げます。本議案は、先般、本定例会までの期限付で総務委員会に付託されました案件でございますが、案件の議案の内容は、御承知のように議会の運営の条例並びに委員会条例、特に運営の合理化と尚又、効果的に運営させるための内容の議案でございますが、しかしながら、本委員会の内容におきまして、やはり運営面における役所機構との関連並びに役所機構とのマッチした所の運営がなされるべきだといったような所に主眼をおいた訳でありますが、特に委員会といたしましても慎重に本議案を審査いたしましたけれども、しかしながら審査の過程において、執行当局の考え方を伺いました所、当局におきましては、現在の機構を整備改善して行こうといったような考え方を伺った訳であります。そこでその時期につきましても最下その検討を進めておられるんだということでございましたし、どのように改善整備されるか、と云ったような条項、具体的な面につきましては、はっきり把握しておりませんが、次期定例会までには諮問並びに議案の形で議会の審議に付されると云ったような見通しを持っておられるようでございましたので、本

総務委員長　委員会といたしましても、特に業務分掌の面、或は現在特っております所の機構と議会の各常任委員会との関連につきまして、いろいろと検討いたしました所、当局のその考え方に沿って、又改善或は改廃すべき面が出て来てるんじゃないかと云ったような見通しのもとに次期定例会まで延長をしようと云ったような結論を見た訳でございます。従いまして、そういったような観点に立ちまして、まだ問題になっている箇所がございましたので、今までの経過を御報告申し上げ、そして更に次期定例会まで延長してもらうべくお願いしたいのでございます。以上簡単に申し上げまして、よろしく御審議願いたいと思います。報告にかえたいと思います。

議長　本案に対する質疑を許します。

議長　暫時休憩いたします。（午前10時48分）

議長　再開いたします。（午前10時50分）委員長の報告を終ります。総務常任委員会に付託中の議案第68号については、委員会の要求通り審査期限延長を承認することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ありませんので、左様決定いたします。

議長　次は日程第5の議案第7号、宜野湾市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例についてを上程いたします。一応事務局長をして、朗読せしめます。

議長　暫時休憩いたします。（午前10時52分）

議長　再開いたします。（午前10時53分）

議長　本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

市長　御説明申し上げます。これは66年の12月29日に改訂した訳でありますけれども事務のミスで労基法との関係がございまして、現在は月額の$\frac{1}{5}$となっておりますが、労基法に$\frac{1}{6}$ということになっておりますので、$\frac{1}{6}$に改正したいということであります。

議長　本案に対する質疑を許します。

議長　暫時休憩いたします。（午前10時55分）

宜野湾市議会

議長　再開いたします。（午前10時59分）
議案第7号宜野湾市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例については、質疑を終り、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ございませんので、質疑を終り、討論を省略いたしまして、表決に移ります。

議長　議案第7号宜野湾市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。

議長　原案通り可決することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ありませんので、左様決定いたします。

議長　暫時休憩いたします。（午前11時　）

議長　再開いたします。（午前11時）。

議長　日程の変更をいたします。日程第6に諮問第2号、水道事業の組織及び管理者の設置についてを6に変更いたします。それから次、下順次繰り下げますので、その点御了承願いいたします。

議長　日程第6、諮問第2号、水道事業の組織及び管理者の設置についてを上程いたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

議長　暫時休憩いたします。（午前11時1分）

議長　再開いたします。（午前11時2分）
本案に対する理事者の~~趣旨説~~趣旨説明を求めます。

助役　公営企業法は制定されましたが、今日まで、これの施行規則が未制定でありますために水道事業がその公営企業の趣旨を生かして、それを適用して、運営することができなくて、非常に今日まで困っておった訳でありますが、幸い今回その法が施行規則が制定されまして、それで来る68年度から公営企業法の適用を受ける訳であります。従いまして、その法に従いまして、第7条におきましては、管理者の設置というのが、一応原則

宜野湾市議会

助役　になっております。置かない場合はこれを条例で置かないという条例を制定しない限り、原則として管理者を置くというふうになっております。それからその意味におきまして、原則に従いまして、管理者を置きたいというのが諮問の内容でございます。それから後一点、がこの水道事業の公営企業に実施に従いまして、現在の水道課を水道部に改めまして、機構を充分整備し、そして合理的な運営を計るために現在の課を部に昇格させまして、内部体制の強化を計りたいというのが提案の趣旨になっております。よろしく御審議の程お願いいたします。

議長　本案に対する質疑を許します。

議長　暫時休憩いたします。（午前11時5分）

議長　再開いたします。（午前11時10分）諮問第2号につきましては、質疑の段階で継続審議といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ございませんので継続審議といたします。

議長　暫時休憩いたします。（午前11時10分）

議長　再開いたします。（午前11時24分）
日程の変更をいたします。日程の第7に議案第46号、1967年度宜野湾市一般会計歳入歳出追加更正予算を変更いたします。　日程第7議案第46号、1967年度宜野湾市一般会計歳入歳出追加更正予算を議題といたします。

議長　本案に対する質疑を許します。

議長　暫時休憩いたします。（午前11時25分）

議長　再開いたします。（午前11時25分）

11番　政府からの補助金が大幅に削減されておりますが、その主な理由はどこにあるか、それについて御説明願います。

助役　土木補助金の減でございますが、これは政府の参考案にながったのが二つ入っております。これがいわゆる全面的に折衝はいたしましたけれどもどうしても政府の予算の都合でできなかった点であります。これがいわゆる嘉数の中通りの道路補修工事と伊佐の排水、いわゆるオーグムヤーの排

助役　水の工事、これが全面的にできなかったのが大きな理由であります。それから大山地内の排水と、それから愛知地内の農道でありますが、この方は当初予算に見積ってあった概算見積の方が少し大きくて実際設計いたしました所、減額になりまして、これに伴なう所の減が合計しまして、約弗4,000.−位いになっております。一番大きな理由は、当初予算に政府の参考案にはないけれども、折衝によって獲得しようという予定がその通りいかなかったということに大きな原因があったと思っております。

11番　この分につきましては、次年度におりては、可能であるかどうか、その見通しについて。

助役　おっしゃいますのは、今の繰越について、今申し上げた関係でありますが。

11番　未執行に終る分ですね。

助役　これは市としましては、年度が繰り下ります順序にそういうふうな施行方法をして行きたいというふうな考えでおる訳であります。いわゆる順次繰り下げていくという方法しか取れないと思っています。

助役　特別情勢の変化がない限りはそういうふうにやって行きたいと思っています。

16番　只今の助役の説明は非常に重大な意義があると思います。と申しますのは本予算が通過した場合の何を思い出して下さい。政府に参考案がなかったものを結局予算に計上してあったと、それが見通しがなくなったから、今度は削るんだと云ったような答弁になりますが、そう云った看板予算がもうそろそろ出はじまったということになりますがね、いわゆる政府折衝と予の予算を組むという場合、できるであろうという前提で予算を編成する訳ですが、向うとの話しも何もないのに、いやこれは必ず折衝によって可能だと。

助役　本来の考え方としましては、従来は政府には、参考案にあるものだけ、取り入れるべきか或は、参考案になくても、市としては、これだけやるんだと、意思表示をした方が折衝として、どっちが有利かというような考え方が今までありまして、後者を取って今回今まで進めて来た訳なんです。そういう理由でありまして、別に結果的に見ました場合に後のやり方がまずかったということを私は申し上げている訳であります。

宜野湾市議会

16番　だから問題は、こう云った問題が最と出ませんか。

助役　今後、だから予算編成に当りまして、考え方としましては、こういうあり方はまずいんじゃないかと見ている訳であります。

16番　いや、現行予算がですね、そういったいろいろの問題がまたと行って来ませんかという訳です。

助役　現在のものには、現行予算にはありません。

16番　大丈夫ですか、それは。

助役　はい。

16番　だから問題はですね、そういった過去の場合もいわゆる、したいんだけれども可能性のないものは、いわゆる費目存置であるなればですね、一応考えられるんですよ、そういった可能性のないものをですよ、予算化してですよ、いわゆる看板ですよね、そこら辺は慎重に取り扱ってもらいたいと思います。

助役　はい、今後そういうものは、是正して行

助役	ございたいと考えております。
5番	収入面について一つお聞きしたいと思います。使用料の件で屠場の件でございますけれども、これだけの収入見積りにつきましては業者が増えたのか、業者は変りはないけれども、頭数が増えたのか、それと浜山屠場からは苦情があったと思うんですけど、その前後処置はやったかどうか。あと一点、衛生に願います。答弁も、それから補助金の衛生車購入の問題でございますけれども、勿論健康都市宣言をして、そういったような市で全部もたなくちゃいかない訳でありますけれども、これを購入した場合に今後の運営、それから現業者との関連について御説明願います。
経済課長	屠場の方を私から御説明申し上げます。業者の方は確かに人多くなっていると思います。それと各業者の方々がつぶす頭数が多くなっている関係でございます。それから次に業者からの要望でございますが、これは去った追加更正予算でもって、何しまして、充分とはいえませんが、大体は要望に答えていると思っています。それから追加更正でやりました洗車場ですが、車置場の洗車場の方は今設計して、今月一杯

宜野湾市議会

経済課長　に請負に付したいと思っています。

民生課長　代りまして御説明申し上げたいと思います。先ず最初に運営のことでありますが、現業者の問題、こういったことも考えております。現業者もやはり清掃事業という一の業でありますので、えこひいきのないようにやる積りであります。尚この車は別に個人に関係する所の処理でなくして公に属するというような所の清掃に当って行こうというようなことでございます。

5番　市全般にですね。

民生課長　そうです。

5番　はい、分りました。

3番　市税の調定はどうなっていますか。期日、今年度予算に関する市税の調定、済んでいますか、事務的に済んでいますか。

助役　いわゆる調定は毎日変動がある訳でありますが、一応、賦課すべきものは全部調定。また事務税については、法人関係のものは、いわゆる中告納付

助役	でありますので、そういうのは調定はまだ残る訳であります。
3番	例年の予算決算から見た場合には、予算を上回るのが大体調定になっております。そうでありますならば、本年度予算は既に3月期に進行しております。当然、増収が見込まれなくちゃいかないんですが、今度の更正予算に税に関する増が全然入っていません。その辺の説明をお願いいたします。
財政課長	税についての調定は、先程助役さんが申した通り、市民税、それから民間関係についての調定は済んでおりますけど、この法人関係についての何は、大体3月決算が主になっておりますので、それについての調定はまだはっきりした何は出てございませんので、今の所、どれ位、その税の増収があるか、というような見通しは立っておりません。
3番	しかし、既に年度は3月進行しておりますよ。それを考慮した場合には、予算に対する調定額100パーセントじゃなくても大体は把握できるはずです。と申しますことは、大体において把握できるんだったら予算より増収が見込まれるかどうかの検討もできるはずで。

3番	あります。
財政課長	現在の所、調定は予算に対して90%位いの調定額には達して。
3番	予算の90%ですが。調定は。
財政課長	はい。
3番	これは例年の実績から見た場合、おかしいですな。これは説明がそうであれば、そのように受け給わっておきましょう。とにかく見通がきかなかったから市税増の更正はやらなかったというふうになりますね。
財政課長	そういうことになります。
1番	失業対策補助金、これの減について人員にして、附記欄の失業者減少によると書いてありますが、その辺の人員の変動についてお伺いいたします。
土木課長	御説明いたします。これはですね、政府よりの割当人員が減になっている訳です。実際には減にはなっておりませんが、割当人員が減になっております。
1番	これは何時頃ですか。

土木課長	こちらの方で予定していたのが約3,000名だったんですが、年間、就労人員ですね、3,000名予定していた訳ですが、今回、4・4期まで見通して、来るのが約2700名なんです。これはまだ未定ではありますが、大体は決っています。
1番	失業対策事業のですね、当局がその就労を拒否したことがありますか。
土木課長	そういうことはありません。
議長	暫時休憩いたします。(午前11時34分)
議長	再開いたします。(午前11時34分) 次は才出の面で、質疑を許します。
3番	市長交際費の増について、説明をお願いします。
助役	御説明申し上げます。この方は市の企画した事業ではありませんけれども。
議長	暫時休憩いたします。(午前11時40分)
議長	再開いたします。(午前11時43分)

久番	道路維持修繕費の土留工事というのは、現在農道が非常に破損しているんですが、その現物ですね、石粉、これの分も含まれているんですか。
土木課長	道路維持修繕費は、現予算で残額がですね、後#2,000.— 位いあります。
議長	暫時休憩いたします。(午前11時45分)
議長	再開いたします。(午前11時46分)
久番	残額、はい。
土木課長	はい、これには入っておりません。
乙番	先ほどの市税の更正される理由は一応聞きましたが、現在の市民税なんかの賦課、徴収という面につきまして、部落の世帯納税義務者と、当然、令書が発行されるべきもんが、発行されてないと、甚しいのは、7、8ヶ年も宜野湾市でおられて、全然令書も発行されんで、市民税を納めてない方々が相当おられるという面で、先ほども住民登録の年に1回以上調査するという面で条例を改正しましたが、この件につきまして、当局においては、実態把握という面で相当~~[illegible]~~努力なされると思うんですが、そこにおいて、現

乙番	年度予算で充分なるそういう把握ができるかどうかですね。更正せんで、現在の陳述、或は現在のあれで現年度からそういうあまり誤差がないで、66年の3月31日、4月1日で一応把握して、6月31日までに届け出ると、申告するというようになっていますが、実際は昨年の場合には、世帯が8,072あって、実際令書を発送した方が5,800しかなかったと、この間その中にそういうのがあるでないか、部落においては一部落50世帯位いそういう該当者があるというような現状でありますが、そこにおいて、当局としてどういうお考えを持っておられるかですね。その点について御説明をお願いします。
助役	お説の通りでありまして、これについては、先ず確実な実数を握らなければならないということになりまして、現年度の市民税の賦課の実績をすべて、まとめてあるんです。それで課税をされる人口、すべての扶養親族を含めまして、現在課税されてある人口と、住民登録されている人口との差が大分あります。それを部落別にパーセントを取ってありまして、各区間の相当の数字の訂正がございますので、先ずこういう所、特に数字の甚しく差異のある所から現在内における、何故そうなっておるか、その

宜野湾市議会

助役　実情を今調査するように賦課課税係に命じてあります。そして、その実態を一応解明しないと、今後に対する方向というものはみいだせないんじゃないかとそういう段階でございます。

乙番　その点について、現年度予算で現行予算で充分できるかどうかという問題でありますがね。

助役　方法として、いかなる方法を取るべきかというものがまだ結論が出ていない訳であります。今どういう方法でやるかという方法以前の問題でありまして、何故そうなっているかというものを一応検討する段階でございますので、現在の賦課調査係の方で今そういう作業を進めている訳であります。

議長　暫時休憩いたします。（午前11時50分）

議長　再開いたします。（午前11時50分）

11番　1款1項の6目でございますが、市政5周年記念行事と云った様な記念事業をするという着想については、大変結構だと思っておりますが、この こっちで云所の表賞者ですね、受賞者、功労者というのがですね、大体どの位い下

宜野湾市議会

11番　対象にしているのか、或は又その功労者というのは、やはり市政だけのものであるのか、或は又、宜野湾村時におけるこの功労者も含まれるのかどうか。そう云ったものも対象にしての今度の表賞のお考えであるのかどうか、それについて。

市長　これについては、我々内部の方でもいろいろ検討はしておりますけれども、この予算でも計上してありますように、その委員会を造りまして、そこで充分検討してやる積りです。これは戦前からやるべきであるか或は何時からやるべきであるかということの結論はまだ出しておりません。

11番　それに対して市長のお考えはどうですか。これは市制*を敷かれてからの功労者を対象にするお考えであるか、或は又、戦前から村制に対する貢献した方々をですね、対象にする方がいいかどうかは、市長の考え方はどう云った考え方ですか。

市長　だからすぐ市長の見解をそこで聴するよりか、皆んなの御意見を聞いてやった方がいいんじゃないかと思っています。私としては、戦前、戦後に分けるか、或

市長　は今おっしゃられるような戦前からの市政に対する功労者、或はその他の功労者を入れてやるかどうかということについては結論はまだ出しておりません。

11番　私の個人的な見解でありますが、他市町村におきましては、やはり、村制或は市制何周年といったような行事が頻繁に持たれております。しかし、本市においては、そう云ったような記念事業が持たれたということは、私の知っている範囲内においては、聞いておりませんが、せっかくそういう記念行事をしますので、戦前から市政或は村政に貢献のあった方々を対象にしてもらいたいと云ったような要望を持っている訳であります。それから、そこら辺に対するこの経費はどの費目から出されるお考えですか。

市長　記念事業の経費と、解釈していいですか。

11番　いや、ですからその表彰受される方々のですね、それは記念品を上げるとかそう云ったことが考えられると思うんですよ、そういう費用はどれに計上されているのか。

市長　これは、新年度、7月1日になります

市長　ので、新年度予算に計上しようと考えています。

11番　それから同じく2項8節の広報車でございますが、その新車を購入するということですが、このどういったような車を今予定しておりますか。

市長　今まであります純然たる宣伝広報車でなくして、予算にもあります通り、小型のものを買いまして、小さい道までも行けるような、そして人数は2・3人、4・5名乗れるような小型車を買うようにしています。

11番　まだ車種については別に。

市長　まだ決定はしておりません。

11番　それから同じく3項の4目5節の職員の手当でございますが、この場合、対象になる人員は大体何名であるか、或は又、市外に在住している方々の分まで面倒を見なければならないかどうか、それについて。

助役　今の御質問は3項4目5節のこれは、構和発効前の支払いは地域主義であります、支払いはですね。

助役　いわゆる宣野湾市にある土地についての補償の支払いは、全部本市が責任持つ訳であります。それで、これは事務の範囲であります。それから職員数につきましては、現在の財政課の職員を当てると、全員、都合がきかない人は別としまして、常時これを当てて行きたいと、もし期間的に間に合わなければ外の課の職員も動員して、早目に支払いをしたいという考えであります。

11番　市民ではない方々の分まで一応その事務の取り扱いをされると云ったようなお話しでございますが、そうであるならば、そう云ったような方々の特定の方々の利益のために市がある程度世話を見るということでありますし、そうであれば、その受ける額の中からその事務の手数料、特に政府から補助金以外の市が負担すべきその額に充当できないかどうか。

助役　それは、支払い事務委託料としては、政府から委託料が来る訳であります。その経費で充分その支払いに要する経費をまかなえうるかどうかということについてはまだ確たる計算が出ておりませんが、大体間に合うんじゃないかという考え方に立っておりますが、

宜野湾市議会

助役　これの委託料の値上げについては、市町村会で取上げております。政府の考え方としては、現年度は、一応その線でやってみてあまりにも実状と合わない場合は、68年度においては改訂しようというような考え方のようであります。他市町村の住民の支払いだからと云って、こっちが特別扱うということは、これは現実に反するんじゃないかと思います。宜野湾市の市民も又、他市町村から受けるものも沢山あります。これはそういう支払いというものは、あくまでも地域主義でなければいかないと思うんです。

11番　はい、分りました。それから7款の4項24節でありますが、これは提案理由の趣旨説明の場合にもございましたが、この観光施設を開発整備して行くんだと云ったような構想のもとにこの工事が進められるんだと思うんですが、どうですか。

市長　そうです。

11番　大変いいことだと思っております。観光資源の開発と云った方ような面からは、しかしながら一応この観光施設を開発して、施設をして、後の管理

11番　の面、維持管理の面について、責任において、維持管理の経費を負担するお考えであるかどうか、もしそういうことであるならば、この管理費等も当然計上すべきだと思いますけれども、その辺についての御説明と、それから本土当りに行きますとやはり観光施設をしてある施設においては、ある程度収入を考えております。例えば観光資源を開発するために相当な投資をする訳であります、そすとその投資をすることによって、やはりそれだけの収入が還元されなくちゃいかないと云ったような考え方に立つのが普通観光資源の開発、観光事業の運営といったようなことになるかと思っています。その辺の所はお考えになっていないかどうか、それについて。

市長　この点につきましては、現時点では維持管理の程度で計上してあります。そこからの収入ということは考えておりません、将来観光客が誘致できるようになれば、その時に考えるようにしたいと、それで現段階では単に維持管理の程度しか考えていません。

11番　観光事業の奨励或は促進と云ったような、ことは、政府の大きな施策であり

390

11番	ますと同時に、地方自治体においてもこの問題に対して真剣に考えなければならないとそのように考えている訳でありますが、特に観光施設のその施設投資の面においては、莫大な資金がかかる訳であります。そこでよく観光協会当りからそういう観光施設その面に対する補助金だとか、或は又育成費と云ったような面がある訳でありますが、こう云ったような補助金の或は又奨励費の何か折衝はしてないかどうか。
市長	この件につきましては、観光協会財政保護委員会です。そこと折衝いたしまして、先ず我々市として、ある程度のこの認定をするということになっておりまして、来年度はどうしてもそこに補助金を持って来てもらいたいと、持って来るという確約まではしておりませんけれども、そう云った折衝中であります。
議長	暫時休憩いたします。(午后12時5分)
議長	再開いたします。(午后12時6分) 議案第4号につきましては、質疑を終り、討論を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なしと呼ぶ)

議長　御異議ございませんので、質疑を終り、討論を省略いたしまして、表決に移ります。

議長　議案第44号、1967年度宜野湾市一般会計歳入歳出追加更正予算案を表決に付します。

議長　原案通り可決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ありませんので、全会一致で可決することに決定いたします。

議長　午前の日程は、これで終ります。午后は2時から再開いたします。

議長　暫時休憩いたします。（午后12時9分）

議長　出席20名であります。定足数に達しておりますので、これから午后の会議を開きます。午前中の申し合せによりまして、議案第1号、1966年度宜野湾市歳入歳出決算認定については継続審議中でありますが、再び議題といたします。（午后2時）

議長　本案に対する質疑を許します。

議長　暫時休憩いたします。（午后2時3分）

議長　再開いたします。（午后2時5分）

3番　才入の第1款、市税について質問いたします。才入未済額非¥6,947,42。この金額の内、その後収入済になったのはいくらあるか、説明をお願いします。

助役　只今その資料を持ち合せておりませんので後でお答え申し上げます。

3番　後でとおっしゃると、今日中の後ですか。

助役　はい、今日中にお答えします。

3番　じゃ、お願いします。

議長　暫時休憩いたします。（午后2時5分）

議長　再開いたします。（午后2時10分）

3番　才入の第1款市税、これも収入済額非¥6,000.- 余りが計上されております。この金額のうち、その後、現在

宜野湾市議会

3番	ずて、現在は適当な日付で結構です。例えば3月1日現在とか、3月15日現在とか最もこの本会議に近い日日の現在でお願いします。その後収入済になった種別ごと、要するに、現年度、過年度滞納繰越分この種別ごとの説明をお願いします。
議長	暫時休憩いたします。(午后2時15分)
議長	再開いたします。(午后2時18分)
財政課長	¥46,940.69の内、1月現在の統計を取ってありますけど、¥15,296.16は、1月現在の統計に表われております。
3番	これは、¥46,000.—の余りの内、その後収入済になった金額、その分残っているということになる訳ですね。
財政課長	収入済になった金額であります。
3番	そすと、残がいくらですか、これを引いたらいくらですか。じゃ結構です。この内訳は、¥15,296.16の現年度、過年度滞納繰越、3つの分けた内訳は。
財政課長	これは、今、現年度、過年度、そういった中

宜野湾市議会

財政課長	では、内訳はしてございません。年度別に61年から66年までの年度別の資料は取ってございますけれど、それはまだ。
3番	しかし、集計でしょう今ののは、集計はその前の項目別の集計が出なければ出て来ないはずですがね、概算じゃないでしょう。＃15,296,16は、その後収入済額になっている金額ですね。
財政課長	はい。
3番	それが分かれば、その内現年度に属するのがいくら、現年度というのは、これは66年度ですよ、それから過年度、滞納繰越分。
議長	暫時休憩いたします。(午前10時20分)
議長	再開いたします。(午后2時21分)
財政課長	＃10,309,50　65年度は、＃3,569,44、64年度分は＃803,73、63年度分が＃352,28、62年＃217,98、61年。
3番	一寸待って下さい。

宜野湾市議会

議長　暫時休憩いたします。（午后2時21分）

議長　再開いたします。（午后2時22分）

5番　3番さんに関連して、質問いたします。財政課長さんの御説明によりますと、決算上における繰越額前年度以前の繰越額が、今の御説明では、約¥3,000.−余りしか入っていないというふうな御説明でございますが、決算上における前年度以前の繰越額が¥44,000.−なっていますね。その中で¥44,000.−の中で¥3,000.−位いしか入っていないという結果でございますが。

議長　暫時休憩いたします。（午后2時23分）

議長　再開いたします。（午后2時23分）

5番　この決算の数字から見ました場合に64年度以前の滞納額が¥40,000.−まだあるということになる訳でございます。64年度以前の滞納額が¥40,000.−越すという結果になる訳です。そうした場合にこれは長期滞納者をそのまま何か是認するようなそれに対する前後処置がないような感じを受ける訳でございますけれど、それにどう対処されたかどうか、その辺

5番　について一寸お聞きしたいと思います。

財政課長　それにつきましては、現在、滞納処分予告通知書を出しまして、一応予告の最終の日を決めまして、それまでに納めなかった場合には、直接家に参りまして、滞納処分の差し押えを現在実行しております。

3番　今説明で差し押えを実行していますとのことでありますが、行政執行をしているという意味でありますか。している。

財政課長　はい。

3番　やろうと計画であるのか、既に執行済んだのがありますか、そういうふうに解釈できますがね、貴方の説明では。

財政課長　一応は、執行をいたしまして、役所にそれを持って参ったのもございます。しかし、持って来て、後からその本人が又納税に参りますと、それを競売に付す前に入って来たものは、返したものもございます。

3番　強制執行をする必要があるという立場で強制執行に取りかかったのは何件位いですか、最後まで完了しなく

397

3番	でも、とにかく強制執行 行~~為~~熱に取りかかった方のは何件位いありますか。
財政課長	大体、30件位い。
3番	30件位い、従前の実績から比較しました場合には、そういうのはなかったと私は記憶しています。従いまして、それと比較しました場合には、30件位いは当局が、強制執行に取りかかるんだと誠意を示しただけでも積極性は充分認めますが、それでも尚、ここにかかげた金額の滞納額があるということは、これは決してほめられたことではありません。そこで充分に審査も当然やらなくちゃいかんですが、その方々に内訳を説明する資料として、当局は何か準備していますか。書面による内訳説明、例えば項目別とか、税種別とか、そう云ったような、もし仮りに審査の必要で議会もしくは、委員会から必要があれば即座に提出できるという準備はしていますか。
財政課長	はい。
議長	暫時休憩いたします。(午后2時25分)
議長	再開いたします。(午后2時29分)

12番　今先、財政課長の御答弁を聞きますというと、30件内外が強制執行に付したというような御答弁でございますが、この30件は滞納した件数は相当あると思いますが、この30件は時効にかかるものから順次にやっておるのかどうか、その辺をお聞きします。

財政課長　現年度税からは来年度は時効になりますので、それを中心として、全部この滞納処分予告は出してあります。その内に市から参りまして、対策の強制執行処分に行ったのが現在30件位いでございます。御質問の62年度は時~~効に~~効にかかるもんから先に行っている訳であります。

12番　62年度分からなさったという訳ですね。

3番　不納欠損額#1.800.-余りありますが、この内訳として固定資産税に関する不納欠損額が順位を示しております。これは何件位いの件数で#700.-余りの件数になっていますか。大体でいいです。#747,45の不納欠損額は何件位いでそうなっておるか。

財政課長　これはまだ集計してありませんので、

財政課長	後でお答えいたします。・・・・・
3番	はい、はい。
議長	暫時休憩いたします。(午后2時30分)
議長	再開いたします。(午后2時30分)
4番	62年度の滞納件数とですね、金額はいくらですか。
財政課長	年度別の件数は出してありません。個人票でもって。
4番	62年度のものは、滞納件数も分らん、金額も分らんですか。
財政課長	いや、集計したらすぐ出ますけど、調定がありますから。
1番	収入未済額の内、去年の6月1日から今年の1月31日現在、収納済が$15,296.''この$15,296.''の収納は、今度の滞納処分ですか、予告通知書によって、殆んどが入って来たのかどうか、その辺を説明願います。
財政課長	これは、大体処分予告通知書を出す前に徴収したものでございます。・・・

宜野湾市議会

1番	大体でよろしゅうございますが、両方に分けての比重、それを出さなかった場合には、
財政課長	出さなかった時と出した場合とはだいぶ違っております。
1番	大体でよろしいですが、そこの~~比~~比重、普通の徴税法でやったのが多い感じがするのか、それとも最終的な予告通知書を出してから来たものであるか、概略でよろしいですが。
議長	暫時休憩いたします。（午后2時34分）
議長	再開いたします。（午后2時34分）
3番	今の説明によると、¥15,000.－余りは、¥46,000.－の内、収納済であるって、そこでその金額は、処分の通知書を発送する以前に収納された分であるか、期日からいえば、1月31日現在、すると これ以外に1月3日以後、強制処分をやるぞ"という通告書を出した、ために納めた分があるはずでありますが、それはどの位いですか。これも大体でいいです。

財政課長　市民税の方で。

3番　合計でいいです。いいですよ。直ぐ答弁できなければ、私は次に進みますから、今の説明によりますと、結局そのまま、あたりまえの催促状だけでは、完全な徴税ができないという立場でそれ以上の強化措置を取らなくちゃいけない。つまり強制執行でありますが、強制執行をしなければいかないんだと判断して、実際にその行為に取りかかったのは、2月以降だということになる訳ですな。

財政課長　1月頃出し終ったけどそれに期間を付して、何時までという日日を付してございます。

3番　何時までの期間というのはいいですが、そういうふうに発送したのは、そうして1月頃から取りかかった訳ですね。

財政課長　はい。

3番　ということはそれ以前は全然いわゆる強制執行も態勢はなかったということです。勿論当年分に対しては、それは1月現在においては、まだひかえなくちゃいかないという理由になりたち

3番	ますが、前年度からのいわゆる滞納分に対しては、1月以前において、年度当初から既に強制執行にかからなくちゃいけないと思っていますが、今の説明によると、1月以前はその分に対しても何等なされていないということがはっきりします。これは徴税態勢に旧態依然であって、市長が就任の時の挨拶、その後の本会議に於ける、質疑、答弁の説明において、強制執行やるんだという説明は、単なるかざり文句にしか聞こえません。1月以前は全然やられていないということであります。従いまして、その結果として、当然の結果として、¥6,000.－余りの見るのが恥かしい位いの数字が上っています。ここに。財政課長としては、今の質問は勿論、徴税と関係しますが、それ以上の、それ以前の指導監督の問題も関連しますが、市長はどうお考えでありますか、市長就任の当時、強制執行もやるんだというふうにおみえ切っておる。やられていないです。
市長	それは、それ以前においては強制執行を何時でもやれる態勢で、この督促状を発送して、そしていくらかずつ徴収して来たもんだから強制

宜野湾市議会

市長　執行まではいかなくても、取れるんだということでありましたので、長くなった訳でありますけれども去った12月の末日の状況を見まして、それでこれはどうしても強制執行をしなければいかないからというようなことで、強制執行に踏み切った訳です。

3番　現年度分、或は過年度分に対しましては、今の市長の考え方でも或は受け入れられると思います。しかし、滞納繰越分に対しては、そういういわけは成り立たないと私は思います。放っておけば、やがて時効にかかるということが、年度を云えば一目瞭然分るはずでありますから、それにどうして積極的にかたっぱしから強制執行やらないが、勿論、例外もあるはずであります。税金として納めたい意思は善意である意思はあるんだけど支払い能力がないといったような方もおそらくおられるでしょう、そういうのは一応は、例外といたしまして、それ以外は強制執行をどしどしやって、そして財源確保に努めるのが市長の私は任務だと思っていますが、ここに上っている$46,000.-というのは、先程申し上げましたように見る人が恥かしい位いの数字であります。これは

3番	いずれ委員会の審査、その他の段階で更にほり下げて、審査されるだろうと思いますが、それに答えるだけの充分なる資料の準備を予め注向しておきます。以上。
19番	財政課長にお尋ねしたいと思います。不納欠損額が弗1.800.-余りありますが、その不納欠損処分に付した主なる理由ですね、大まかで結構です。
財政課長	不納欠損処分に付したのが、61年度の時効にかかる分とそれから再三督促書を出しまして、自治会長を通じて、調査して、更に徴税吏員が回っても不明なものについて不納欠損処分に付してある訳であります。
19番	これは、ともに時効にかかるものですか。割合で大体。
財政課長	時効にかかる分が約1.000.-ドル位、い。
19番	市民税の場合はそれは考えられる訳ですけれども、固定資産税、不動産取得税、事業税等がある訳ですね。しかも数字の多いのが、700.-ドル余り、固定資産税ですね。これは、どう云ったよう

19番	な意味ですがな。特に固定資産税の場合。
財政課長	固定資産税の場合は、他市町村の人が本市内に資産持っている方が相当いらっしゃいまして。
19番	割合として、それが多い訳ですね。固定資産税だけの割合。
財政課長	はい。
19番	そうすると、後の市民税、事業税等は、転出だとか、そういうのは大ぶある訳ですか。これは具体的資料はありますか。
財政課長	はい。
19番	今でなくて結構ですから、後で参考にしたいと思います。
2番	今の問題と関連いたしまして、この不納欠損に上がっているのは61年度の以前の税だと云われておられるようですが、61年度以前の不納欠損として計上されている訳ですか。
財政課長	落してあるものでございます。

2番	落してあるというのはどういう意味ですか。
財政課長	61年度以前の。
2番	60年度から61年度分は全部不納欠損に上がっている訳ですね。そういうことになりますね。
財政課長	はい。
2番	課長はよくお分りだと思いますが不納欠損に本年でこれは時効になるというと、しかし時効中断の措置はやられた訳ですか。
財政課長	督促はやっておりますが。
2番	そうなれば、時効中断ということになれば、不納欠損に上げる必要はないと思うが、その点は、充分なる措置を取れば、不納欠損に上げらんでもいいのを5年たったから、これは当然時効だというような判断でやられておる訳か、或は措置を取って時効になったもんであるかですね。その点お聞かせ願います。
財政課長	時効中断の措置はやっておりません。

宜野湾市議会

議長　暫時休憩いたします。(午后2時45分)

議長　再開いたします。(午后2時45分)

財政課長　土地賃貸料で不納欠損に落してあるのは、行方が分らなくて、全然徴収の可能性がないようなもの、これは人は2名でございます。

20番　不納欠損額 ¥1,807.19のうち、時効にかかったのが ¥932.23、不明、その他行方不明が ¥875.96でなっておりますが、その不明とか、転出の ¥875.96の不納額に落した原因、法的根拠、ありましたら御答弁願いたいと思います。

財政課長　それは、法的には、公示送達をして、3年間した場合には、落すことになっておりますけど、これを落した理由といたしましては、再三自治会長にも紹介いたしまして、徴税吏員が回ってもいないもんですからそれだけ事務が重なって来るもんですから、これを、

議長　暫時休憩いたします。(午后2時45分)

議長　再開いたします。(午后3時　)
議案第1号につきましては、市議会事

議長　任委員会条例の第2条第2項第3号の規定によりまして、財政委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ありませんので、財政委員会の方に付託いたします。尚審査の方法、期日につきましては、後で申し上げたいと思います。

議長　次は継続審議中の議案第2号、1966年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定についてを再び議題といたします。本案に対する質疑を許します。

議長　暫時休憩いたします。（午后3時5分）

議長　再開いたします。（午后3時10分）
議案第2号につきましては、休憩中に御相談申し上げましたように財政委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ございませんので、財政委員

宜野湾市議会

議長　会の方に付託いたします。尚審査の期限は4月5日までとします。4月6日の本会議に報告してもらうようにして頂きます。尚併せまして、議案第1号も同様審査期限は4月5日までとし、4月6日の本会議に報告してもらうようにお願い致します。

議長　暫時休憩いたします。（午后3時10分）

議長　再開いたします。（午后3時13分）

議長　日程第3、議案第35号、継続審議中の1966年度宇野湾第土地区画整理事業第二地区特別会計才入才出決算認定についてを再び議題といたします。
本案につきましても質疑の段階で経工常任委員会の方に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ありませんので、経工委員会の方に付託いたします。尚審査の期限は4月5日までとし、報告は4月6日の本会議に報告して頂きますようお願い致します。

議長　同じく継続審議中の議案9号。

410

議長　宜野湾市公設市場使用料徴収条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会の方に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ありませんので、総務常任委員会の方に付託することに決定いたします。尚審査の期限は4月5日までとし、報告は4月6日の本会議に報告して頂きます。

議長　同じく継続審議中の議案第6号、1967年度宜野湾市土地区画整理事業第二地区特別会計才入才出追加更正予算につきましても経工常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ありませんので、経工常任委員会の方に付託することに決定いたします。尚審査の期限は同じく4月5日までとし、4月6日の本会議に報告して頂きます。

議長　次は同じく継続審議中の諮問第2

宜野湾市議会

411

議長　第5.水道事業の組織及び管理者の設置については、総務常任委員会の方に付託し度いと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ありませんので、総務常任委員会の方へ付託いたします。尚審査の期限は同じく4月5日までとし、4月6日の本会議に報告してもらいます。

議長　暫時休憩いたします。（午后3時18分）

議長　再開いたします。（午后3時30分）
以上もちまして、本日の日程が全部終りましたので、本日の会議を閉じることにいたします。尚休憩中に申し上げました様に明日から委員会活動に入ってもらいます。次の本会議は2日の金曜日午前10時から再び会議を開くことにいたします。当日の日程は一般質問であります。どうも御苦労様でありました。

散会（午后3時40分）

宜野湾市議会